

「死因究明等推進基本法案」の経緯・立法目的

これまでの経緯

(旧)死因究明等推進法(平成24年法律第33号)

第一章 総則

第二章 死因究明等の推進に関する基本方針

第三章 死因究明等推進計画

第四章 死因究明等推進会議

第五章 医療の提供に関連して死亡した者の死因究明のための制度についての検討

・衆議院内閣委員長提出
・2年間の時限立法

死因究明等推進計画検討会

最終報告書(平成26年4月24日公表)

第1 死因究明等推進計画策定の基本的考え方

第2 死因究明等の推進を行うための当面の重点
施策

第3 推進体制等

死因究明等推進計画

(平成26年6月13日閣議決定)

平成26年9月 **失効**

※閣議決定「当面の死因究明等施策の推進について」により、事務局(内閣府)は当分の間設置。

死因究明等推進計画を法律でさらに強力にサポートする必要性

死因究明等推進基本法の立法目的

- ✓ 死因究明等推進法で定められていた、死因究明等の推進に関する基本理念や国・地方公共団体の責務等を、維持・発展させること。
- ✓ 死因究明等推進計画検討会の成果を踏まえつつ、到達すべき水準を設定した上での適切な施策の推進や、定期的な計画・施策の見直しを法律で担保すること。
- ✓ 毎年の国会報告を義務付けることにより、死因究明に関するシンクタンク的な機能をも政府に持たせること。